

教育・保育の利用者負担額について

～ 保育所・幼稚園・認定こども園の利用料について ～

～ 東通村教育委員会より ～

- 平成27年4月1日より始まる子ども・子育て支援新制度では、保育所のほか幼稚園や認定こども園などを利用する際に保護者が負担する額を、各市町村が定めることになっています。したがって、村では新たにその利用料を次のとおり定めることにしました。

■ 保育所・幼稚園・認定こども園の利用料

- ① 子どもの世帯（父・母や世帯の中心者等）の収入・所得に応じた所得割により決定されます。
- ② 平成27年度は、年2回に区分されます。（9月が切り替えになります。）
 - ・ 4月～8月分：26年度（25年中の収入・所得）の所得割に応じて決定されます
 - ・ 9月～翌年3月分：27年度（26年中の収入・所得）の所得割に応じて決定されます。
- ③ 私立の保育所を利用する場合は、従来どおり村へ支払いますが、公立の保育所、幼稚園、こども園ひがしどおりを利用する方は、その施設へ直接支払うことになります。
- ④ 利用料の基準は、下記「教育・保育利用者負担額基準表」のとおりとなります。
- ⑤ こども園ひがしどおりを利用する場合は、村から補助があり、保護者の負担は軽減されます。

詳しくは、教育委員会までお問い合わせ下さい。

【教育・保育利用者負担額基準表】

単位：円

幼 稚 園			保 育 所							
階 層	世 帯 区 分		3～5 歳	階 層	世 帯 区 分		保育標準時間※1		保育短時間※2	
							3 歳未満	3 歳以上	3 歳未満	3 歳以上
1 階層	生活保護世帯		0	1 階 層	生活保護世帯		0	0	0	0
2 階層	非 課 税 世 帯		3,000	2 階 層	非 課 税 世 帯		9,000	6,000	9,000	6,000
3 階層	所得割	77,100 円以下	16,100	3 階 層	所得割	48,600 円未満	19,500	16,500	19,300	16,300
4 階層		211,200 円以下	20,500	4-1 階層		72,800 円未満	25,800	22,500	25,100	21,900
				4-2 階層		97,000 円未満	30,000	27,000	29,600	26,600
5 階層		211,200 円以上	25,700	5 階 層		169,000 円未満	44,500	41,500	43,900	40,900
				6 階 層		301,000 円未満	61,000	58,000	60,100	57,100
				7 階 層		397,000 円未満	80,000	77,000	78,800	75,800
				8 階 層		397,000 円以上	104,100	101,000	102,400	99,400

※1 保育標準時間：就労（フルタイム想定）時間等により11時間保育します。

※2 保育短時間：就労（パートタイム想定）時間等により8時間保育します。

- ⑥ 母子・障害・生活保護世帯等は今までどおり軽減されます。
- ⑦ 同一世帯から複数の子どもが施設を利用した際の軽減について
 - ・ 幼稚園：小学校3年生までの範囲で、2人目半額、3人目無料となります。
 - ・ 保育所：小学校就学前までの範囲で、2人目半額、3人目無料となります。

【お問い合わせ先】 東通村教育委員会 教育総務グループ ☎27-2111（内線342）